

令和5年度 第9回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和5年11月20日（金） 午後2時30分から午後2時45分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（12名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	3番	松本	強
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	7番	木下	勝博
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	11番	大前	有三
	12番	光岡	大介

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （主査）松谷 卓人 （主査）中田 奈穂美 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者：2名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第20号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者
証明書交付の件〈審議結果：承認〉
- 【議案第21号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の
適格者証明書交付の件〈審議結果：承認〉
- 【報告第26号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第27号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第28号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第29号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後 2 時 3 0 分 開始

議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は 12 名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会
は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませ
んか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、9 番芝辻委員 と 10 番奥村委員を議事録署名委員に指名し
ます。

それでは、これより議案の審議に入ります。

議案第 20 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明
書交付の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 20 号について説明いたします。

【議案書朗読】

生産緑地として指定されている本申請地の、農業の主たる従事者が、死亡により農業に従
事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生
産緑地法第 10 条の規定に基づき、農業委員会に対し、当該生産緑地に係る農業の主たる従
事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

奥村委員、お願いします。

奥村委員 議案第 20 号についてご説明いたします。

申請農地については、配布の地図のとおりです。

これらの農地は、耕作地として適正に管理されています。

以上で、地元委員からの説明は終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 20 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる
従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第 20 号につきましては、交付することとします。

続きまして、議案第 21 号「租税特別措置法 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税
猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 2 1 号について説明いたします。

【議案書朗読】

申請地において、租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

奥村委員、お願いします。

奥村委員 議案第 2 1 号についてご説明いたします。

申請農地については、配布資料のとおりです。

この農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 2 1 号「租税特別措置法 7 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 2 1 号につきましては、交付することとします。

議案の審議は、以上です。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第 2 6 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 2 6 号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第 2 7 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 2 7 号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第28号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第28号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第29号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第29号について説明いたします。
【議案書朗読】
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後2時45分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
